

北九州市提案型ネーミングライツサポーター募集要項

令和4年4月1日

1 はじめに

北九州市では、持続可能で安定的な財源確保を図る目的で、これまで北九州スタジアム（愛称：ミクニワールドスタジアム北九州）など公の施設におけるネーミングライツの導入を推進してきました。

このたび、民間事業者の皆様からネーミングライツに関する提案を常時受け付ける「提案型ネーミングライツサポーター」制度を創設いたします。

これは、ネーミングライツサポーター（以下、「サポーター」という。）として、民間事業者の皆様が施設等に自らの社名や商品名を付した愛称をつけることで、市に対して命名権料をお支払い頂く制度で、本市の新たな財源となるだけでなく、施設の更なる魅力向上に資することを期待するものです。

民間事業者の皆様ならではの視点による、柔軟かつ魅力的なご提案をお待ちしております。

2 対象施設等

（1）提案対象について

提案対象は、本市が保有・管理する全ての市有施設等（以下、「施設等」という。）です。

ただし、以下のものは対象外とします。

- ①一般的に名称が広く周知されており、市民活動に混乱をきたす恐れのある施設
（例：市役所・区役所・出張所、緊急時・災害時に利用されるような施設等）
- ②学校等の教育施設
（例：幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校及び高等専修学校等保育・教育施設）
- ③市立病院、診療所、看護学校等医療施設
- ④設立時の経緯等から、利害関係が強い又は多岐にわたる施設
- ⑤文化財・史跡等、名称が歴史的価値のあるものとして認知されている施設
- ⑥計画上で統廃合や大規模改修工事の予定となっている施設
- ⑦1年以内に新設された施設

※このほかでも、施設個別の事情により対象外となる施設がありますので、まずは総務局行政経営課までご相談ください。

(2) 留意点

施設の一部（例：〇〇ホール、△△会議室）についてのネーミングライツも提案可能です。上記対象外となる施設であっても、施設の一部であれば提案可能な場合もありますので、まずはご相談ください。

3 提案にあたっての前提条件

(1) 命名権料

最低100万円（年額）以上から提案が可能です。

※なお、歩道橋など一部の施設は、別途設定する金額から提案が可能です。

(2) 契約期間

最低3年以上から提案が可能です。

※なお契約期間満了に際しては、サポーターを優先交渉権者として、契約更新の協議を行います。

(3) 愛称

市民の理解が得られ、市有施設等にふさわしく、また施設等運営に支障がない愛称を提案してください。また、看板等表示サイン等において、商品名や団体名、企業ロゴやマーク等を使用する場合は、サポーターが権利を有する登録商標等であることが前提となります。

なお、施設ごとに地名や名称の一部を残すことなど、市から一定の条件を求める場合がございます。

※注意※ ネーミングライツ導入後においても、本市の条例等に規定された正式名称については変更されません。

(4) 愛称の変更

契約期間中の愛称の変更は原則できません。

(5) 愛称の使用制限

施設使用者等の意向および緊急時・災害時によっては、愛称の表示及び使用ができない場合があります。

（例：スポーツ競技の国際試合の開催、避難所等としての緊急使用など）

4 募集期間

(1) 公募競争期間

①事前協議書の提出期限：令和4年4月1日（金）から6月30日（木）まで

②提案書の提出期限：令和4年7月29日（金）まで

※提案書の提出は、事前協議書の提出があったサポーター候補者のみ受け付けます。

※提案書の提出期間内に、同施設に対して複数の提案書の提出があった場合は、金額・契約期間等を主な評価項目として、サポーターを選定します。

(2) 常時募集期間

令和4年8月1日(月)以降 (常時募集)

※以降は、事前協議書の提出があったものを優先サポーター候補者として導入に向けた事前協議を実施します。

5 サポーターの資格

北九州市広告掲載要綱、北九州市広告掲載基準等関係規程を遵守してください。また、ネーミングライツによる看板の設置等屋外への表記を行う場合は、北九州市屋外広告物条例、北九州市都市景観条例等関係規程を遵守することとします。

サポーター候補者は、原則、提案内容について自ら主体となり実施する法人及びその他団体(個人事業主など)とします。なお、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は提案者となることができません。

- ① 市税を滞納しているもの
- ② 本市から指名停止又は指名除外の措置を受けているもの、又は受けることが明らかであるもの
- ③ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう)が運営するもの、又は法人の代表者等(非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう)若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
※ 応募資格確認のため、福岡県警察本部等に照会する場合があります。
- ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第145号)による再生・更正手続中のもの
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種のもの
- ⑦ 消費者金融の業種のもの
- ⑧ ギャンブルに関わる業種(公営ギャンブル、宝くじ及びスポーツ振興くじは除く)のもの
- ⑨ たばこ製造に関わる業種のもの
- ⑩ 法律の定めのない医療類似行為の業種のもの
- ⑪ 占い、運勢判断等の業種のもの
- ⑫ 興信所・探偵事務所等の業種のもの
- ⑬ 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第134号)に違反しているもの

- ⑭ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- ⑮ 政治性、宗教性のある業種のもの
- ⑯ 法人の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加しているもの）が、禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
- ⑰ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- ⑱ 各種法令（本市条例・規則を含む）に違反しているもの
- ⑲ 本市が実施した過去の広告・ネーミングライツの公募において、申込後若しくは契約締結後、正当な理由なく辞退し、若しくは契約を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと
- ⑳ 政治団体、宗教団体若しくは公職にあるものが役員を務めるもの
- ㉑ 行政として中立・公平性を損なうおそれがあるもの
- ㉒ 指定管理者が指定されている施設において施設運営に支障が生じる恐れがあるもの
- ㉓ その他サポーターとしてふさわしくないと市長が認めたもの

6 提案受付・ネーミングライツ導入の決定（巻末フロー図参照）

STEP 1：事前協議の実施

本制度に基づくネーミングライツの提案を行いたい場合は、必ず総務局行政経営課および施設等の所管部局との事前協議が必要です。

そのため、サポーター候補者の概要および財務状況（決算資料等）が分かる資料とともに、「事前協議書」（様式1）を総務局行政経営課へ提出してください。

提出いただいた事前協議書に基づいて、ネーミングライツ導入の対象となりうる施設かどうかなど、以下の事項について必要に応じて複数回協議します。

- ①命名権料
- ②契約期間
- ③愛称
- ④看板等設置希望の有無に関する事
- ⑤その他提案内容に関する事

本市またはサポーター候補者が修正の必要があると判断した場合は、サポーター候補者は本市と協議のうえ、事前協議書の内容を適宜修正することができます。

また、協議の途中で提案を辞退する場合は、本市に辞退届を提出してください。

事前協議の結果については、適否に関わらず、通知します。

【パートナー広告代理店の活用について】

事前協議において、より具体的な提案および実現可能性を高めるため、本市とパートナーシップ協定を締結している「パートナー広告代理店（以下、代理店という。）」の同席も可能です。

同席した代理店は、市とサポーター候補者間の条件調整や看板等表示物の企画提案、より効果の高いサポーターメリット（命名特典）の提案などを行い、導入に近づくよう様々な企画・提案を行います。

【市とパートナーシップ協定を締結している代理店一覧】

- (1) 長田広告株式会社（北九州市八幡東区）
- (2) 株式会社読売広告西部（北九州市小倉北区）
- (3) 株式会社ジチタイアド（福岡市中央区）
- (4) 株式会社西日本新聞広告社（北九州市小倉北区）
- (5) 株式会社キョウエイアドインターナショナル（福岡市中央区）

STEP 2：提案の受付

事前協議の結果、適切と判断された（事前協議結果通知書が適となった）場合、「提案書」（様式2）を受け付けます。なお、提案書は、結果通知書の受領後2週間以内に提出をお願いします。

また、提案書の提出を行わない場合や途中での辞退する場合は、本市に辞退届を提出してください。

（1）提案の内容

①必須事項

- ・ ネーミングライツの取得を希望する施設等の名称
- ・ 愛称案
- ・ 希望命名権料
- ・ 希望契約期間
- ・ 愛称を付した看板等の設置案（デザイン案や設置場所など）

②任意事項

- ・ 対象施設等に対する貢献案（整備計画等）
- ・ 本市のシティセールスに寄与する施策や貢献案（サポーター企業HPでの本市PR等）

（2）提案の方法

以下の提出書類をご持参ください。なお、本提案については、代理店の紹介や事前協議への同席があった場合でも、必ずサポーター候補者たる事業者が提案してください。

【会社等法人の場合】

- ・ 提案書（様式2）
- ・ 印鑑証明書
- ・ 登記事項証明書
- ・ 団体概要
- ・ 過去二年の財務状況が分かる資料（貸借対照表、損益計算書、CF計算書等）
- ・ 役員名簿 ※本市の有資格者名簿登録事業者は不要
- ・ 本市税の納税証明書 ※本市の有資格者名簿登録事業者は不要

【法人以外の団体の場合（追加資料）】

- ・ 代表者の住民票の写し
- ・ 代表者の印鑑登録証明書

STEP 3：事業者検討会①の開催

（1）事業者検討会①の開催・審査

提出された提案書類を基に、導入候補者を選定する「提案型ネーミングライツ事業者検討会（市の関係職員等で施設ごとに組織）」を開催します。

なお、事業者検討会において必要と認める場合は、サポーター候補者へのヒアリングを実施します。

審査は主に以下の視点で行いますが、施設の性質・特性や利用者の範囲などに合わせて決定します。

- ア 施設等のネーミングライツサポーターとしての適性
経営の健全性、提案内容、提案した愛称の適切性 など
- イ 命名権料
最低提案価格以上かどうか
- ウ 契約期間
最低契約期間以上かどうか
- エ シティセールスへの寄与度
本市および施設の知名度や魅力の向上に繋がるか
- オ その他事項

（2）サポーターの決定

事業者検討会①において、サポーターとしてふさわしいと判断された場合、市民意見の聴取へ進むサポーター候補者として選定します。

なお、結果については、適否に関わらず、選定結果通知書を応募者に通知します。

※公募競争期間中において競合となった場合は、落選した候補者の公表は行いません。

STEP 4 : 市民意見等の募集

導入候補者を選定したのち、サポーター候補者名および提案施設、愛称（案）、命名権料、契約年数を公表した上で市民・利用者・関係者などから意見を伺います。

意見聴取の方法は、市の専用ホームページ上で自由に意見を受付けるとともに、施設の性質・特性や利用者の範囲などに合わせて決定します。

（例）関係者ヒアリング、ホームページを用いた意見募集、地元説明会、利用者アンケートなど

なお、意見聴取する主な項目については、以下のとおりです。

- ア 提案施設へのネーミングライツ導入のふさわしさ
- イ 愛称（案）のふさわしさ
- ウ 本市のネーミングライツサポーターとしてのふさわしさ
- エ その他、施設に応じた個別質問

ここで得られた意見は、事業者検討会②において報告されます。

また、寄せられた意見については、原則として公表します。

STEP 5 : 事業者検討会②の開催・選定

（１）事業者検討会②の開催・審査

市民等からの意見を基に、導入の可否について審査する「提案型ネーミングライツ事業者検討会（市の関係職員等で施設ごとに組織）」を再度、開催します。

なお、事業者検討会②において必要と認める場合は、サポーター候補者へのヒアリングを実施します。

審査は市民意見等の聴取結果を基にで行いますが、施設の性質・特性や利用者の範囲などに合わせて総合的に決定します。

（２）サポーターの決定

事業者検討会②において、サポーターとしてふさわしいと判断された場合、施設等へのネーミングライツサポーターとして決定します。

なお、結果については、適否に関わらず、選定結果通知書を応募者に通知し、導入する場合のみマスコミに公表します。

STEP 6 : 最終調整および契約締結契約の締結

（１）契約締結に向けた協議

施設等への看板等表示デザイン、設置時期及び方法、契約の更新・解除、道路案内標識、公共交通機関との調整等について、最終の協議を行います。

決定したサポーターは、愛称表示方法について屋外広告物及び景観担当部署と協議し、本市屋外広告物等に関する条例に基づく確認、審査を受けていただきます。

看板等設置が不可であると判断された場合は、協議のうえ、デザインや設置場所などの見直しまたは設置不可となることがあります。

(2) 契約締結

①契約書

協議の内容を踏まえ、速やかに契約書の締結を行います。

②費用負担

愛称の設定に伴い必要となる看板等表示サイン等の設置または変更に要する費用、契約期間満了に原状回復に要する費用は、全てサポーターの負担とします。また、これらの変更及び原状回復の作業も本市が別途指定する方法により、サポーターにおいて実施することとします。

また、多額の原状回復費用がかかると見込まれる看板当表示デザインを設置する場合、あらかじめ原状回復にかかる費用をお支払いいただく場合があります。

なお、すでに作成済の名称が記された市発行の印刷物等は、次回印刷時または改訂時まで変更は致しません（愛称への速やかな変更を希望する場合は、別途サポーターの費用負担のうえ、市と協議します）。

③解除

サポーターの瑕疵やサポーターに生じた事情により、ネーミングライツ契約の維持が困難と考えられる場合には、契約を解除することがあります。この場合の原状回復費用はいかなる場合においてもサポーターの負担とし、契約期間内の命名権料の全額をお支払い頂きます。

④契約期間満了の措置

契約期間満了に伴う次期のサポーター検討段階において、当初のサポーターは優先交渉権者となることができます。

7 その他

- (1) 各提出書類において、虚偽の内容を記載された場合は失格となります。
- (2) 本件の提案に係る一切の費用は、提案者の負担となります。
- (3) 提出された書類は、原則として返却しません。また、本市情報公開条例に基づく開示情報となるため、非開示としたい情報等がある場合は事前にご相談ください。
- (4) 提案内容等について、本市から提案者に連絡することがあります。また、必要に応じて事前協議書の修正や、当募集要項に記載のない事項についての追加資料の提出をお願いすることがあります。
- (5) 市は契約期間中、愛着の定着に向けて、積極的に愛称の普及を図ります。

8 問合せ先及び書類の提出先

北九州市総務局行政経営部行政経営課

住 所 : 〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号(北九州市役所本庁舎2階)

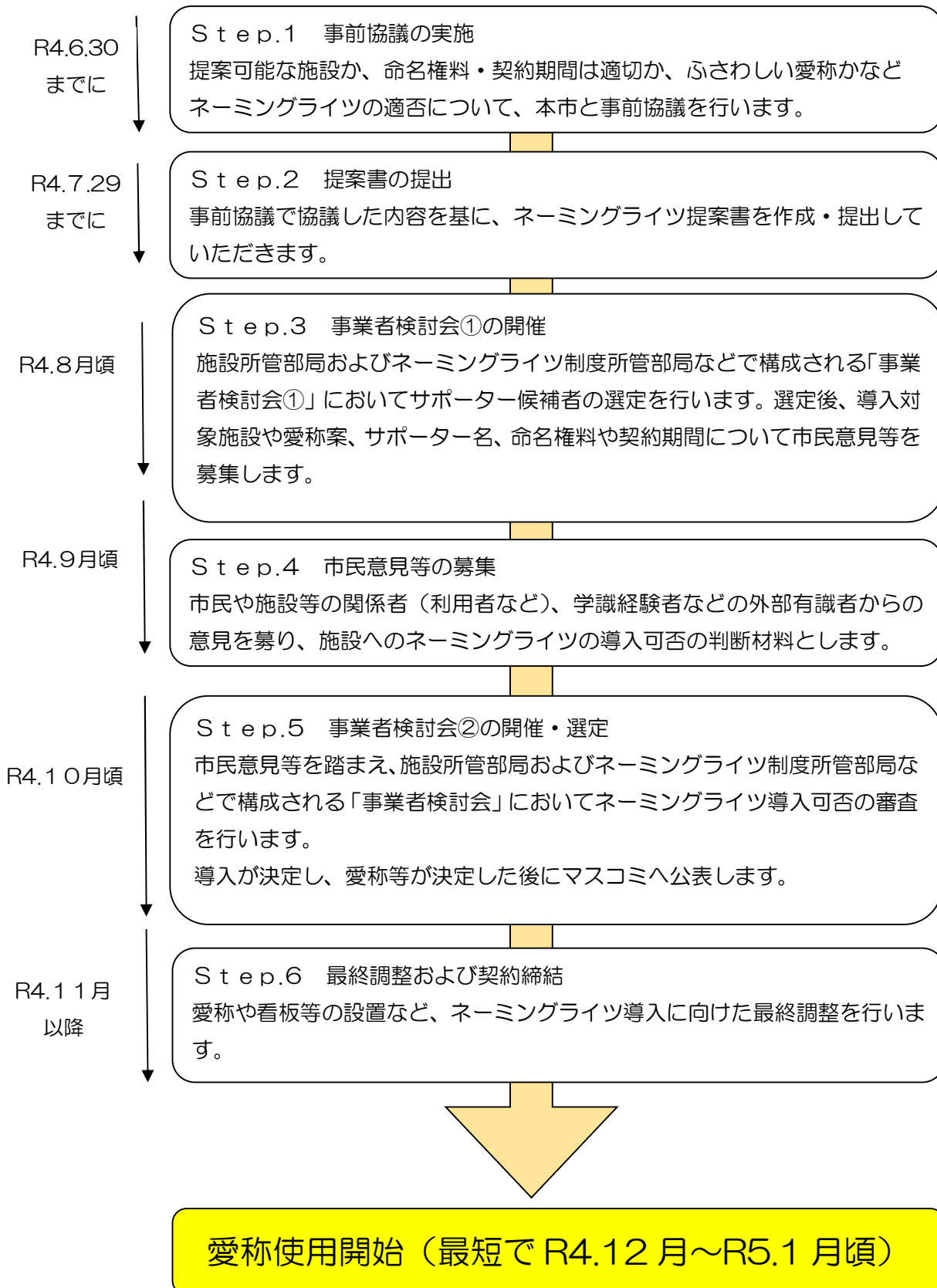
T E L : 093-582-2160

F A X : 093-562-1307

Eメール : sou-gyoukeiei@city.kitakyushu.lg.jp

受付時間 : 土日祝日を除く8時30分から17時15分まで(正午から13時を除く)

ネーミングライツ（NR）サポーター募集フロー図



ネーミングライツ（NR）サポーター募集フロー図

